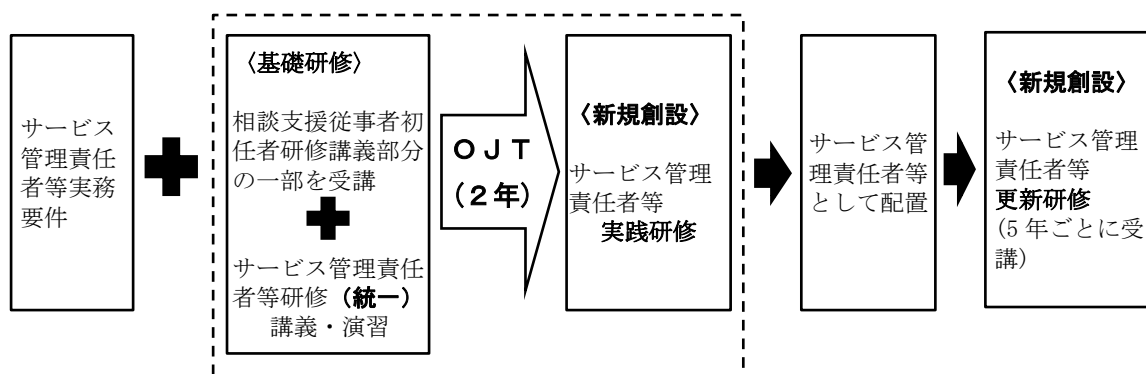


サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

見直しのポイント

- 研修が、基礎研修、実践研修、更新研修に分けられました。



- 研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することになりました。

従来は介護、地域生活（身体、知的・精神）、就労、児童の分野に分けられていましたが、統一されたカリキュラムで実施されますので、「分野」という考え方がなくなりました。

このため、従事する事業所の種別により介護分野や地域生活（身体、知的・精神）分野、就労分野、児童分野（児童発達支援管理責任者）を分けて受講する必要がなくなりました。

平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。⇒ いずれかの分野を受講していれば、他の分野のサビ管等研修を修了したものととなります。（例：介護分野のみの受講者であっても、地域生活（身体、知的・精神）分野や就労分野の研修、児童分野（児発管）の研修の修了者とみなされます。）

- 直接支援業務による実務経験が8年に短縮されました。
（他の業務は変更ありません。）

配置する際の取扱いの緩和

研修の要件を満たすためには、「基礎研修＋OJT（2年）＋実践研修」の受講が必要になったことから、基礎研修までを修了した方については、次のとおり配置する際の取扱いが緩和されることになりました。

基礎研修を修了した方

▽2人目のサービス管理責任者等として配置可能

既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修を修了し、実践研修受講前の方を2人目のサービス管理責任者等として配置することができます。

▽計画原案の作成が可能

基礎研修を修了し、実践研修受講前の方であっても、個別支援計画「原案」を作成することができます。

基礎研修受講者の実務要件の緩和

基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必要になったことから、基礎研修受講者の実務要件は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数よりも2年短い期間から受講できることになりました。

（例：相談支援業務5年⇒基礎研修は相談支援業務の実務経験3年で受講可能）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修について

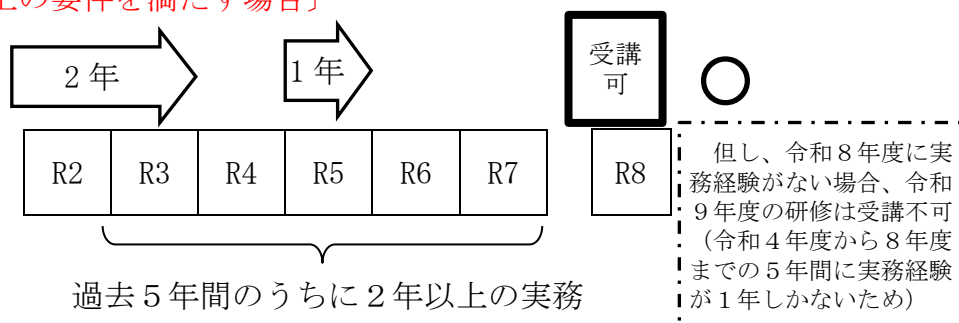
更新研修の受講

◎受講者の要件（次のいずれかに該当する方）

- 現にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員として従事しており、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。
- 過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員の実務経験があり、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

【サービス管理責任者等としての実務経験により更新研修を受講する場合】

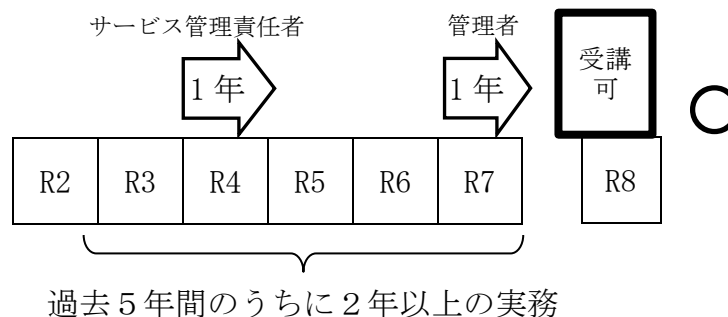
〔2年以上の要件を満たす場合〕



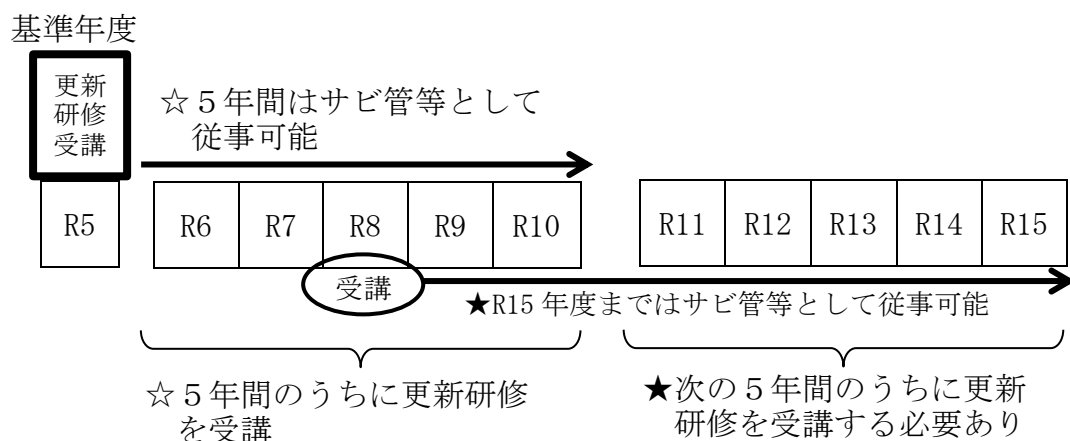
〔2年以上の要件を満たさない場合〕



〔複数の業務で2年以上の実務がある場合〕

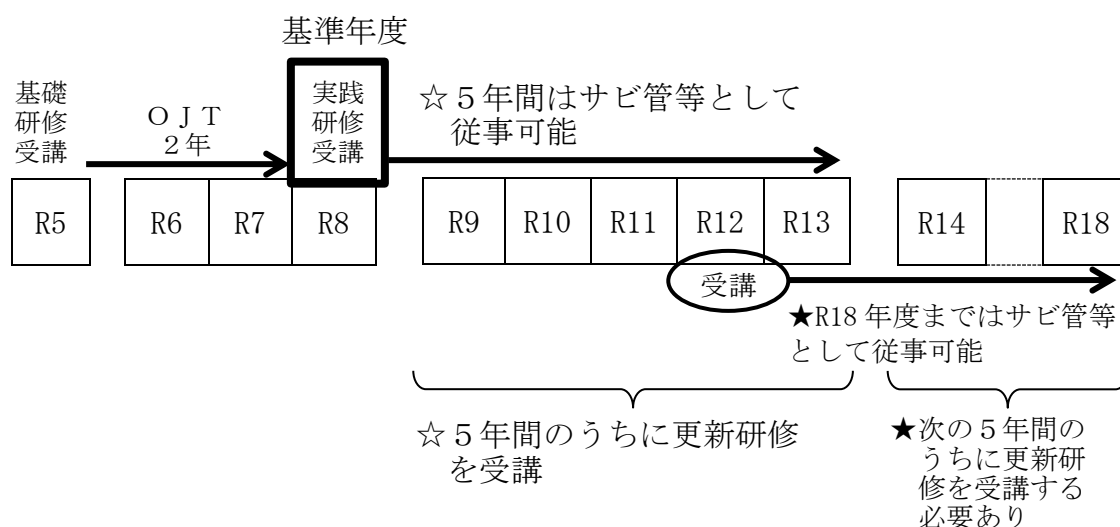


〔令和 5 年度に更新研修を受講した場合の例〕



《令和元年度以降に基礎研修を受講する方》

〔令和 8 年度に実践研修を受講した場合〕



※ 5 年間のうちに更新研修が受講できなかった方は、サービス管理責任者等として従事するためには実践研修を受講する必要があります。（基礎研修の受講は不要です。）

令和 8 年度兵庫県サービス管理責任者等研修 研修見直し及び Q&A について
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の Q&A

(研修制度について)

質 問	回 答
令和元年度～令和 3 年度までの基礎研修受講者に対しては、経過措置として、基礎研修の修了時点でサービス管理責任者等としての実務要件を満たしている場合に、実践研修修了前であっても 3 年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなされていた。令和 7 年度もその経過措置は設けられているのか。	令和 4 年度以降については、その経過措置は設けられていない。そのため、今年度サービス管理責任者等研修を受講したとしても、1 人目のサービス管理責任者等として配置することは出来ない。基礎研修受講後の 2 年間の OJT を経て、実践研修を修了いただく必要がある。
平成 30 年度以前にサービス管理責任者研修を受講した者は、新しい制度では全ての分野の研修を受講したものとみなされると聞いたが、就労分野のみ修了した者が、生活介護事業所のサービス管理責任者（介護分野）や放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者（児童分野）として従事できるということか。	お見込みのとおりであるが、児童発達支援管理責任者は、サービス管理責任者とは実務経験の要件が若干異なるため、確認が必要である。また、新たに従事しようとする分野に必要なスキルは、事業所内研修等で身につけていただきたい。
過去のサービス管理責任者等研修では、受講分野別に演習が行われていたが、分野が統一されてからの演習の内容はどのようなのか。	分野を越えた連携を図るための共通基盤を構築するという今回の見直しの趣旨を踏まえ、演習の内容も分野別には行わず、統一した内容で受講する必要がある。例えば、児童発達支援管理責任者になるための基礎研修受講者であっても、演習で使用する事例等は児童分野の内容ではない。その為、基礎研修修了後から実践研修受講までに必要な、2 年以上の業務に従事することで（O J T）、各分野の専門性やスキルを身につけていただきたい。
基礎研修の研修対象者の表では、例えば相談支援業務の実務経験は 3 年でよいことになっており、3 年間の実務経験でサービス管理責任者として従事することが可能ということか。	改正後の研修制度では、基礎研修の修了後に 2 年以上、指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事し、さらに実践研修を修了した後にサービス管理責任者等として従事することが可能となっている。このため、基礎研修は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数より 2 年間短い期間で受講が可能となっている。
令和 4 年度以降の基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしていない場合、2 年以上指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事する必要があるが、その間はサビ管等に従事できないのか。	令和 4 年度以降の基礎研修修了者は、1 人目のサービス管理責任者等に従事することはできないが、指定障害福祉サービス事業所等における 2 人目のサービス管理責任者等に従事することと、個別支援計画の原案の作成が可能である。

H30 年度以前に相談支援従事者初任者研修の講義部分（2 日間）を受講していた場合、見直し後の基礎研修のうち、サビ管等研修（統一）の講義・演習の受講のみで基礎研修修了となるのか。	お見込みのとおり。
---	-----------

（更新研修について）

質 問	回 答
サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者も、定期的に研修を受講する必要があると聞いたが、いつ、どの様な研修を受講すればいいのか。	「更新研修」を 5 年ごとに受講することが必要。 令和 3 年度に更新研修を受講した方は、令和 8 年度までに再び更新研修を受講する必要がある。 令和元年度以降に基礎研修を修了した方は、2 年以上の O J T を経て実践研修の修了後、5 年の期間ごとに更新研修を受講する必要がある。
更新研修の受講対象者の実務要件は、サービス管理責任者（及び児童発達支援管理責任者）の業務のほか、どの様なものがあるのか。	サービス管理責任者（及び児童発達支援管理責任者）のほか、管理者又は相談支援専門員として従事した期間が、実務経験として認められる。
更新研修の受講対象者としてサービス管理責任者等の実務要件があるが、常勤専従者でなければ認められないのか。	常勤でなければならないとの要件はない。ただし、受講開始前 5 年間に於いて通算して 2 年以上従事とは、「2 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 3 6 0 日以上であること」が必要である。
5 年間のうちに更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講する必要があるのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を再度受講する必要がある（基礎研修の受講は不要）。
5 年間のうちに更新研修を受講できず、改めて実践研修を受講し直す場合も、受講前 5 年間に 2 年以上実務経験がなければならないのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった方が改めて実践研修を受講する場合には、実務要件の適用はない。

(実務経験について)

質 問	回 答
旧の小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	実務経験一覧表に掲げられている機関や施設において、「第1 相談支援業務」及び「第2 直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。
社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっている（参考資料2の第3のコ又は参考資料4の第4のコ）が、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	お見込みのとおり。 社会福祉主事任用資格等の場合は、取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。
国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算3年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上（児発管は5年以上）となっている（サビ管実務経験一覧表の第4のサ又は児発管実務経験一覧表の第4のサ）がこの意味は？ また、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	例えば、医師として3年以上の国家資格による業務期間が必要であり、かつ3年以上（児発管は5年以上）の障害者支援の業務期間が必要であることを指す。 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、国家資格による従事期間とは別のカウントを行うため、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。
実務経験について、サービス管理責任者等として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということでしょうか。	お見込みのとおり。研修受講時に必ずしも実務経験の年数を満たしている必要はないが、応募多数により選考を行う場合は、サービス管理責任者等として配置される時期及び実務経験年数を考慮して判断する。ただ、基礎研修の受講対象者は要件の2年に満たない方からとなっているため、その年数以前の方は受け付けない。
障害福祉サービス事業所に経理事務員として8年以上勤務した場合、実務経験として認められるか。	認められない。
高齢者居宅介護支援事業所でケアマネジャー（介護支援専門員）として5年以上従事した場合は対象となるか。	サビ管の場合は、老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務として、5年以上の実務経験があれば対象となる。児発管の場合は、5年以上かつ高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること。

幼稚園、保育所、学校等で10年以上従事し、児童の中に障害児もいた場合、実務経験として認められるか。	サビ管の実務経験の場合、児童の中に障害児がいたという場合は、障害者の支援業務としては認められないが、特別支援学級は認められる。児発管の実務経験の場合は、障害児の有無にかかわらず、実務経験として認められる。
従事した日数が1年に180日以上とあるが、ホームヘルパーとしての半日の業務の場合は、1日とカウントできるか。	カウントできる。1日当りの勤務時間数による制限はない。

(申し込みについて)

質 問	回 答
実務経験は、以前の勤務先に記載してもらう必要があるか。	自己申告による記載となる。 実際にサビ管等の業務に就く際、指定権者に以前の勤務先が記載した「実務経験証明書」の提出が必要となる。
サビ管になるには、サビ管研修3日間と相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間）の受講が必要だが、それぞれ別々に申し込む必要があるか。	様式第1号で申し込みをすれば5日間の申込みとして受理する。ただし、過去に相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間及び5日間）の受講をされている方は、申込フォームに○を記入し、修了証、受講証明書のいずれかのコピーを添付すること。
他府県の事業所も申し込めるか。	申し込みは可能であるが、申込多数の場合は県内事業所を優先する。
サビ管研修と相談支援従事者初任者研修（7日間）の両方を申し込んでもよいのか。	基本的に、サビ管と相談支援専門員は兼務できない。 サビ管研修又は相談支援従事者初任者研修（7日間）のどちらか一方に申込みしていただきたい。
受講決定後に、所属先が変わったが、研修受講は可能か。	所属が変わっても受講決定は有効だが、受講の継続については、申込時の事業所および受講者と話し合ってから決めること。
研修修了証書の発行を受けた後、名字が変更となった場合の対応は。	名字が変更となっても、研修修了証書は有効のため、再発行は行わない。
受講決定後、研修修了までに姓名を変更した場合の対応は。	原則として、申込書に記載した姓名で名簿・修了証書を作成する。
他府県が発行した研修修了証書は兵庫県で有効か。	有効となる。
事業所の開設時期・場所が未定でも申し込めるか。	可能であるが申込フォームに必ず電話・郵便での連絡ができる連絡先を記載のこと。
過去に相談支援従事者初任者研修・サビ管研修の他分野を受講している場合、本年度5日間の受講が必要か。	受講は不要。
サビ管に就任する予定がない者でも申し込めるか。	就任の予定がない者は、申し込めない。

サビ管配置の必要がない事業所から申し込めるか。	今後、事業移行等サビ管の配置が必要となるのであれば可能。今後もサビ管配置の必要がなければ、申し込めない。
同一事業所から複数名申し込めるか。	申込可能だが必ず優先順位を記入すること。また、受講決定後の受講者の変更は認めない。
同一法人から複数名申し込むことは可能か。	申込可能だが必ず優先順位を記入すること。また、受講決定後の受講者の変更は認めない。
申し込む事業所と受講者の勤務する事業所が異なっても申し込めるか。	可能。
実務経験を満たしているが、現在障害福祉サービスに関わっていない者でも申し込めるか。	就任予定があれば、申し込みは可能。申込フォームの申込理由の該当番号に記すこと。
相談支援従事者初任者研修講義部分 2日間（合同講義）を受講していれば、相談支援専門員になれるか。また、相談支援専門員になるための補講などはあるか。	相談支援専門員になるには相談支援従事者初任者研修（7日間）をあらためて受講する必要がある、過去に講義部分 2 日間（合同講義）を受講していても、日数の免除はない。補講は行っていない。